

すべての  
妊婦さんを  
応援する

## “妊婦のための支援給付”のご案内

町では、すべての妊婦さんが安心して出産・子育てをできるように、妊婦支援給付金の支給や、妊娠・出産、育児に関する相談を行っています。

### 妊婦支援給付金について

- ☞ **対象者** 当麻町に住所がある妊婦している方<sup>※1</sup>
- ☞ **支給額**
  - ・妊婦給付認定後：5万円
  - ・妊婦している子どもの人数の届出後：  
妊婦している子どもの人数×5万円

### 申請の流れ

妊婦給付認定の申請<sup>※3</sup>  
妊婦支援給付金（1回目）の申請

妊婦支援給付金（1回目）  
5万円支給



妊婦している(た)子どもの人数の届出<sup>※4</sup>

妊婦支援給付金（2回目）  
（出産児童1人につき）5万円支給



### 保健師等による相談

- ☞ 出産に向けて何を準備したら良いの？
- ☞ 赤ちゃんとの生活ってどんな感じ…？
- ☞ 実家が遠い…産後の生活や育児が不安など、気がかりはありませんか？
- ☞ **下記以外でも、いつでも相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください**

妊娠<sup>※2</sup>



妊娠届・母子手帳交付  
保健師による面談



妊娠  
28週頃



保健師が面談します  
妊娠8か月アンケートの回答のご協力をお願いします



出産

出産後



保健師による赤ちゃん訪問（家庭訪問）



赤ちゃんの成長・発達の確認、産婦さんの体調確認、その後のサービスの説明等を行います。その際、アンケートの回答のご協力をお願いいたします。

育児期

※1 流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

※2 この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。

※3 妊婦給付認定の申時期は、医療機関において妊娠が確認された後から可能です。

※4 妊婦している子どもの人数の届出は、保健師による赤ちゃん訪問の際に手続きいただいておりますが、出産予定日の8週間前の日から届け出が可能です。

当麻町子育て支援課（当麻町子育て包括支援センター）  
当麻町4条西3丁目3番2号（当麻町子育て総合センター内）  
電話 0166-84-5440